

報告書

美作太郎氏の証言内容について誤謬があると存じます  
ので、左記のとおり御報告申し上げます

昭和六〇年三月二二日

早川書房

高田正五

東京高等裁判所

民事第一三部御中

一、証人、美作太郎氏のお話にありました筑摩書房における出版契約書の取り交わし状況について報告いたします。

現在、筑摩書房の編集部に勤務する人物へ社内的な制約があるため氏名は明らかにしないで欲しいとの要望のため記載できませんが、二月二一日、出版契約書締結について神田駅付近の喫茶店にて会い問い合わせてたところ、筑摩書房においては、出版契約書はほとんど取り交わしたことはない、とのことでした。

もちろん、著作者側から契約書を要求された場合は作成していますが、ごく限られた数で、へたとえば、

現代日本文学全集における石川達三氏の名前があげられました。出版は著者との信頼関係によって成立つという伝統による、との見解を述べておりました。

二、従って、株式会社筑摩書房の元編集局次長であった原田奈翁雄氏が甲第五三号証の報告書で「単行本出版の際、契約書の締結状況ですが、ほぼ二割から三割の割合でしか契約書は締結してこなかったと記憶しております。

契約書を締結しなかったのは、相互の信頼関係で足りる、という理由によつています。

ただし、出版契約書を締結しなかったからといってこの間、トラブルが発生したことはありません。」と述べていることは、間違いない事実でこれは現在の筑摩書房の状況でもかわっていないことが明らかになつていきます。